

会 議 録（１）

会議の名称		令和８年第１回桶川市公共下水道事業審議会
開催日時		令和８年２月２６日（木）９：３０から１１：３０まで
開催場所		桶川市役所 ４階 会議室４０２
主宰者の氏名		
議長の氏名		
出席者氏名 （委員）		１号委員 沖田圭一、作山康、檀原武 ２号委員 糸井政樹、仲又清美 ３号委員 日野努 ４号委員 木村尚之、藤森英雄、吉田洋子、渡邊明人 （各号委員ごとに五十音順）
欠席者氏名 （委員）		
説明員氏名		
事務局職員 職名及び氏名		都市整備部 瀧本部長、内野参事、朝香副部長兼建築課長 下水道課 稲橋技監兼課長、岩崎主席主幹、高橋係長、 天野係長、滝沢主事、中村主事
会 議 事 項	議 題	
	(1) 持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について	
	(2) 桶川市公共下水道事業経営戦略改定案の意見照会	
	(3) 桶川市公共下水道事業における官民連携事業の導入について	
項	決定事項等	
	・ 議題(2) 桶川市公共下水道事業経営戦略改定案の承認	
配布資料		
○次第		
○事務局名簿・審議会委員名簿		
○桶川市公共下水道事業審議会条例		
○諮問書「持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について」		
○資料１ 桶川市公共下水道事業審議会スケジュール（案）		
○資料２ 下水道について「下水道の歴史としくみ」		
○資料３ 経営戦略改定案（本編、概要）		
○資料４ 官民連携事業（ウォーターＰＰＰ）導入について		

会 議 録（２）

議 事 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	
司 会	ただ今から『令和８年第１回桶川市公共下水道事業審議会』を開会します。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。 私、本日司会を担当します下水道課の岩崎と申します。 先に資料の確認をさせていただきます。 資料は、次第、審議会委員名簿、事務局名簿、桶川市公共下水道事業審議会条例及び諮問書となります。 落丁や乱丁等がございましたら、事務局にお申し出くださるようお願いいたします。
2 委嘱状交付	
司 会	次第２の『委嘱状交付』です。 樋口副市長より委嘱状の交付をお願いします。 お名前をお呼びしますので順番に前の方へお願いいたします。 【樋口副市長より各委員へ委嘱状を交付】 ありがとうございました。
3 副市長あいさつ	
司 会	次第３の『副市長あいさつ』です。 それでは、樋口副市長よりご挨拶申し上げます。
副市長	改めましておはようございます。副市長をさせていただいております樋口と申します。本来であれば小野市長からご挨拶申し上げますところではございますが、所用のため出席できないため私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。 委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用のところ、本審議会委員をお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。また、日頃から市政運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。 さて、桶川市は昨年令和７年１１月３日で、市政施行５５周年を迎えたところでございます。本市では、夢と希望を未来へつなぐまちづくりに向けて、様々な政策を推進しております。その一翼を担う公共下水道事業でございますが、昭和４８年以来整備を進めて参りまして、あと２年ほどで、こちらも５５年を迎えます。 下水道事業は、人口減少等による汚水処理量の減少による収入の低下と、八潮市で起きた下水道管に関する道路陥没など、全国的に施設の老朽化に伴う更新費用の増加という課題があります。そのため、令和４年に下水道使用料の適正化についてご審議いただき、令和６年４月１日に使用料改定を実施しました。

	この使用料改定により「健全な経営」の実現に一步前進したものの、地方公営企業法でうたわれております「独立採算の原則」の実現には、まだ至っておりません。 委員のみなさまにおかれましては、このような現状を踏まえて、本市の下水道事業について、ご意見をいただければと存じます。 結びにあたり、委員のみなさまのご健勝とご多幸を心から祈念申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。
4 委員・事務局の紹介	
司会	次に、次第4『委員・事務局の紹介』です。 それでは、名簿に従いまして、1号委員の沖田委員から順にお願いいたします。
委員	【各委員挨拶】
司会	ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 【事務局挨拶】
5 会長・副会長の選出	
司会	次第5『会長・副会長の選出』です。 会長・副会長については、審議会条例第4条の規定では委員の互選により決定することとなっております。委員の皆様いかがでしょうか。
委員	作山委員は前回の会長の経験があります。大学の先生で、豊富な専門知識もあるので、引き続き会長をやっていただきたいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。
委員	【拍手】
司会	委員全員からご承認をいただきましたので、会長を作山委員に務めていただきたいと思います。作山委員よろしく願います。 それでは、副会長はいかがでしょう。
委員	副会長の推薦ですが、下水道事業は企業経営の視点に立って運営していく時代となっております。そのため、日頃よりそういった視点を培われてきた税理士である檀原委員が、適任であると考えます。委員の皆様いかがでしょうか。
委員	【拍手】
司会	委員全員からご承認をいただきましたので、副会長を檀原委員に務めていただきたいと思います。檀原委員よろしく願います。

	それでは本審議会の会長は「作山委員」、副会長は「檀原委員」にそれぞれお願いしたいと思います。 作山委員、檀原委員は、会長・副会長席へご移動をお願いします。
6 会長・副会長あいさつ	
司会	次第6『会長・副会長あいさつ』です。 まず作山会長お願いいたします。
会長	全国的な状況を見ますと、ほとんどの自治体が料金を安く抑えすぎていて、老朽化対策など本来必要な部分に余裕がない状況です。下水道料金を客観的に上げる必要があるということはきっちり審議会として言う必要があります。皆様と真剣に議論していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございます。 続きまして、檀原副会長よりご挨拶をお願いします。
副会長	この度副会長という大役を仰せつかりまして、委員の皆様、そして職員担当者の皆様のご協力をいただきながら精一杯努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。
7 諮問書の提出	
司会	次第7『諮問書の提出』です。 樋口副市長から作山会長へ諮問書の手交をお願いいたします。
副市長	諮問書 桶川市公共下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。 桶川市では、健康で快適な生活環境の実現と河川の水質保全という公共目的のため、昭和48年に公共下水道事業に着手し、以来この整備を市政の大きな柱の一つとして積極的に取り組んでまいりました。経営の基本方針として、効率的な下水道経営による経費節減を優先し、下水道サービスの提供に努めてまいりました。しかしながら、今後の公共下水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による人口減少や節水機器の普及等により水需要の減少が見込まれ、下水道使用料収入の増加が期待できない状況にあります。加えて、これまでに整備してきた下水道施設が今後次々と耐用年数を迎えることから、将来にわたり安定した下水道サービスを維持していくためには、施設の改築に必要な財源をいかに確保していくかが大きな課題となっております。このような社会的・経営的環境の変化に対応し、将来にわたり持続可能で安定的な下水道サービスを提供するため、令和3年3月に「桶川市公共下水道事業経営戦略」を策定し、下水道使用料の適正化について、貴審議会において審議を重ねていただきました。その結果、下水道使用料については、社会情勢や経営状況の変化を見据え、2段階で改定を行うことが望ましいとの答申をいただき、令和6年4月1日に下水道使用料の改定を実施したところです。その後、「桶川市公共下水道事業経営戦略」の策定から5年が経過することから、物価高などの社会情勢の変化や経営戦略の見直しに係る国の要請に基づき、令和8年3月に「桶川市公共下水道事業経営戦略」の改定を予定しております。つきましては、改定後の「第2期桶川市公共下水道事業経営戦略」に基づき、2段階目

	の使用料改定を検討するため、事業運営の状況や将来見通しを踏まえた上で、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料の適正化について、貴審議会の御意見を求めるものです。
	【写真撮影】
司会	ありがとうございました。ここで、大変申し訳ございませんが、副市長は公務の都合により退席とさせていただきます。それでは、次第8「議題等」に移る前に、会場の準備のため10分程休憩を取りたいと思います。
8 議題等	
司会	次第8『議題等』です。 先に、お手元に配布した資料等の確認をお願いします。資料1 桶川市公共下水道事業審議会スケジュール（案）、資料2 「下水道の歴史としくみ」、資料3 経営戦略改定案の本編と概要版、資料4 官民連携事業（ウォーターPPP）導入について、令和6年4月に下水道使用料の改定に併せて「下水道のしおり」を改定しましたので、合わせて配布しております。また、新たに委員になられた方にのみ「下水道のひみつ」を配布しております。落丁や乱丁等がございましたら、事務局にお申し出くださるようお願いいたします。 それでは、桶川市公共下水道事業審議会条例第5条第2項の規定では、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とされております。本日は、全委員10名全員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。それでは、審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、ここからは作山会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、議長として進行を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。まず、本日の会議録に署名していただく方を指名させていただきます。署名委員は名簿順としておりますので、今回は沖田委員と私、作山となります。お願いいたします。次に、傍聴人について事務局より報告をお願いいたします。
事務局	本日、傍聴人についてはございません。
議題（1）持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について	
会長	それでは、議題等の（1）『持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について』に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1に基づきまして、審議スケジュールについてご説明いたします。5年に1度、下水道使用料の見直しを国から求められており、本審議会において下水道使用料の適正化についてご審議いただきます。資料1をご覧ください。本日が第1回目で、内容としましては、諮問の提出のほか、下水道の歴史と仕組みで下水道とは何かということを簡単に説明いたします。以降全3回で桶川市下水道事業の現状の分析や収支の予測、目標設定の提案及び達成方法、使用料の適正化の検討などを審議していただきまして、

	答申書案の検討をしていただく予定でございます。第5回目、令和9年1月中旬に答申を提出していただきます。なお、使用料改定の必要がない場合も答申は提出していただくこととなっております。続きまして、資料2に基づき下水道の歴史としくみについてご説明いたします。今回の審議会は第1回目であることや審議内容が普段目立たない下水道事業という専門的な分野のため、下水道の歴史、役割と仕組み、事業内容や現状と課題などについて皆様のご理解を深めて頂きたいと思います。まず約20分のビデオをご覧ください。
	【ビデオ上映】
事務局	続きまして、資料の下水道の歴史としくみを用いて説明させていただきます。 2ページをご覧ください。4人家族の場合、1日約1,000リットルの水を使用していると言われています。資料が古いため、現在のトイレは節水技術が進み、資料の3分の1程となっております。 3ページをご覧ください。使った水は排水溝から下水道管に流れ下水処理場に運ばれ、きれいな水にした後、川に戻しています。 4ページをご覧ください。下水の役割についてです。下水道は普段見えませんが見えないところで我々の生活を支えています。下水道の重要な役割は4つあります。まず、「トイレの水洗化と生活排水の処理」です。トイレやお風呂、台所などの家中の排水を下水道に流すことで嫌な臭いが無くなります。次に、「街をきれいにする」です。汚水は下水道管を流れ下水処理場に集められて浄化されるため、街が清潔に保たれます。次に、「浸水から街を守る」です。下水道には雨水管と汚水管があります。雨水の最初の入り口が道路側溝になりまして、その先には下水道の管渠が入っており、速やかに川などに流されます。次に「きれいな水辺をつくる」です。汚水を浄化して川や海などに戻すことで水質を保全し水の環境を蘇らせる働きをしています。 5ページをご覧ください。下水道のない地域ではどのような処理についてです。くみ取り方式はトイレ以外の生活排水は側溝に流れます。単独処理浄化槽方式は、トイレだけを浄化して流し、生活排水は側溝に流します。この方式は平成13年の4月から禁止となっております、現在では合併処理浄化槽方式となっております。この方式は、トイレ、生活排水のすべてを浄化して流しています。公共下水道と同じ仕組みで使用しているため適正に管理されていれば環境への影響は公共下水道と同じ条件になります。 7ページをご覧ください。下水には雨水や生活排水があります。下水の仕分けとしては汚水と雨水の2つを併せて下水と呼んでいます。家庭や工場などから流れる人が汚した水が汚水、空から降ってくる雨が雨水です。

	8 ページをご覧ください。もし、下水の雨水管がなかった場合、地面もアスファルトに染み込むのに時間がかかり、水が溢れます。 9 ページをご覧ください。下水を集める方式には、合流式と分流式があります。合流式のメリットは管渠が1本で済むため建設費が安いです。デメリットは雨水と汚水を下水処理場に流すため、大雨の時に処理場がパンクしてしまい、処理しきれない水はそのまま放流される形になります。続いて分流式ですが汚水と雨水の2つの管を使用します。メリットとしては大雨でも汚水の流出がない点が挙げられます。デメリットとしては2本用意する必要があるため費用がかかります。日本の場合、早くから下水道をつくった街には合流式が多くあります。現在では合流式の新設は認められていません。近くですと、熊谷市や行田市が一部合流式を採用しています。桶川市は分流式を採用しており、雨水管が32キロメートル、汚水管が250キロメートルの合計282キロメートルの管渠が埋まっております。これは東海道新幹線で例えると東京駅から浜名湖までの距離となります。 10 ページをご覧ください。下水道管の接続について説明いたします。宅地の中に公共枿を取り付けます。一般的には道路側に取り付けることが多く白い上の部分が見える状態です。蓋には桶川市の市章が入っています。続いて下水道の本管です。現在は塩ビ管が主流となっております。 12 ページをご覧ください。雨水は側溝から雨水管を通り川に流されます。トイレや台所から流れた汚水は公共枿を通り、本管に流れ、ポンプ場を通り処理場へ流れていきます。桶川市内で集められた汚水は元荒川水循環センターで処理されます。下水は勾配を使用し自然の力で流れていきます。そのため、下水はポンプ場で高い位置まで持ち上げる必要があります。 13 ページをご覧ください。桶川市は北が高い位置にあり、南が低い地形となっております。汚水を低い地域から高い地域にある桶川幹線へ持ち上げて、東の処理場まで持っていくため、多くのポンプ場が必要となります。桶川市にはポンプ場が9か所あります。鴻巣市は5か所、北本市は1か所、上尾市は6か所となります。ポンプ場が多い桶川市はコストがかかる土地柄となっております。 16 ページをご覧ください。汚れた水をそのまま流すと魚が住めなくなります。牛乳300mlを流す場合はお風呂約10杯分の水で薄める必要があります、天ぷら油500mlを流す場合はお風呂約330杯分の水が必要となります。油を流すと下水管の詰まりの原因になり、桶川市では年間2～3回ほど管渠が詰まっております。桶川市では荒川左岸の処理場で処理し、魚が住めるまで綺麗にして放流しております。
会長	ただいまの説明についてご質問はございますか。 【質問なし】

議題（２）桶川市公共下水道事業経営戦略改定案の意見照会	
会長	議題の（２）『桶川市公共下水道事業経営戦略改定案の意見照会』について事務局から説明をお願いします。
事務局	第２期桶川市公共下水道事業経営戦略案 概要版をご覧ください。経営戦略とは、安定的に事業を継続していくための投資財政計画などを含めた中長期的な経営の基本計画です。国の要請で５年に１度見直すこととなっており、前は令和２年度に策定いたしました。今回、５年が経過したため改定案を策定いたしました。今回の改定では計画期間を３０年から１５年に短縮しております。なお投資財政計画は引き続き３０年としております。公共下水道事業の現状と課題①をご覧ください。昭和４８年から令和７年度末までの建設費用の累計は約３６０億円、現在の借入残高は約５５億円でございます。 ２ページをご覧ください。②は前経営戦略の継承となっております。令和４年の審議会での答申を受け、令和６年４月１日に使用料改定を実施いたしました。令和５年度の赤字補填（一般会計繰入）は１億３，０００万円でしたが、令和６年度は８，８００万円と約４，２００万円の圧縮に成功いたしました。③は経営比較分析となります。経費回収率につきましては、令和５年度の６８．６９％から令和６年度は８５．３８％へと大幅に改善いたしました。しかしながら、全国の類似団体と比べるとまだ低い水準であり、少なくとも１００％以上が求められます。右は有収率のグラフとなっております。有収率とは排水された汚水量のうち実際に下水道使用料の対象となる水量の割合を示す指標となっております。下水道管が老朽化し雨水が染み込むことで有収率が下がってしまいます。令和６年度の有収率については７７．８２％と低い水準となっております施設の適切な改築や更新が必要となっております。 ３ページをご覧ください。経営の基本方針としては、経営基盤の強化、投資の最適化、危機管理体制の強化の４点を掲げております。経営基盤の強化には下水道使用料の見直しや官民連携があります。投資の最適化は施設の改築に関すること、危機管理体制の強化は安全対策となっております。②をご覧ください。施設の更新に関する基本方針について、施設の長寿命化、施設規模の最適化、施設の耐震化、重要施設の更新を掲げています。 ４ページをご覧ください。投資財政計画となっております。少子高齢化で年々減少していく推計となっており、これを基に試算した使用料は右下がりとなっております。 ５ページをご覧ください。投資財政計画②では使用料改定のシミュレーションとして５つのパターンをご用意しております。パターン１は改定なしで現行の２，４８０円、パターン２は国が最低限求める水準で３，０００円、パターン３は令和４年審議の目標値で３，３５０円、パターン４は計画期間中の平均経費回収率１１０％を維持するもので２回の改定を想定、パターン５は資産維持費３％を賄う水準で４回の改定を想定しております。

	8 ページをご覧ください。パターン 5 では対象資産約 200 億円の 3 %、年間約 5 ～ 6 億円の資産維持費回収が必要となります。 総括として、今後は人口減少により、使用料収入の増加が見込めないため使用料改定の検討が必要であり施設の老朽化対策を実施することが記載されています。
会長	ただいまの説明についてご質問はございますか。
委員	2 ページの表ですが排出量と処理量の割合のバランスですが、令和 5 年と 6 年で 7 %位の大きな差がありますが原因ははっきりしておりますか。雨水が流入しているというお話を伺いましたが、流入箇所は特定できて工事できるのかということをお聞きしたいです。
事務局	老朽化が進むことで雨水が染み込むことが原因となっております。令和 6 年度は雨が多いため、不明水が増えたため、グラフ上割合が下がっております。
委員	仕組み的にある雨水量に至れば自動的に流入するようになっていくのですか。
事務局	自動的に入るようになっていませんが、老朽化により接続部分から染み込んできてしまうことがあります。どこから染み込んでいるのかは特定ができないためストックマネジメント計画に基づき検査し更新工事を行うことが必要になってきます。
会長	老朽化しているところの優先順位を決めて少しずつやっていくと多少は改善するかなといったところです。
委員	2 点確認させていただきたいのですが、令和 4 年の審議会では 2 回に分けて使用料改定が必要という答申が出ており、1 回目はすでに実施されています。今回の審議は、その 2 回目の金額を確認するためのものなのか、さらに 3 回目・4 回目の改定も含めて検討するのかを教えていただきたいと思います。また、使用料改定が不要という結論になった場合でも答申は出すのでしょうか。
事務局	1 点目についてですが、令和 4 年の審議では 2 回の改定という答申をいただきましたが、その後かなりの物価高騰があり経費が増加しております。5 年に 1 度見直しを行うよう国から通知があることから、改めて現状のまま 2 回目の改定でよいのか、それとも物価対応のためにさらに 3 回目・4 回目の改定が必要なのかを審議していただきたいと思いますと考えております。 2 点目についてですが、使用料の改定が不要という場合でも答申は提出していただくこととなっております。
会長	今後何回かに分けて相当いろんな議論が出てくると思います。また、県の負担金が増えるといったことも今後出てくるのでしょうか。
事務局	令和 6 年度に 1 m³あたり 38 円から 46 円に上がっております。 今後も物価高騰で上がる可能性があります。
会長	そちらについても今後議論していきたいと思います。

議題（３） 桶川市公共下水道事業における官民連携事業（ウォーターＰＰＰ）の導入について	
会長	次に、議題の（３）『桶川市公共下水道事業における官民連携事業（ウォーターＰＰＰ）の導入について』について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料４に基づきまして、ウォーターＰＰＰの導入についてご説明いたします。こちらでは大きく５点、「１ ウォーターＰＰＰとは」、「２ 委託範囲等の検討」、「３ 導入効果の検証」、「４ 結果まとめ」及び「５ 事業スケジュール案」についてご説明させていただきます。 ２ページをご覧ください。全国の下水道事業は「ヒト・モノ・カネ」の３つの大きな課題を抱えております。ヒトについては業務の高度複雑化、職員・技術者の減少・不足、モノについては下水道施設の老朽化の進行、カネについては人口減少に伴う下水道使用料の減少でございます。このまま放置すると重大事故などのリスクが高まることが想定されます。 ３ページをご覧ください。桶川市の下水道事業における課題になります。今後、施設の更新需要が増加する中、人員や資金の不足が想定されます。まずヒトとしましては経験豊かな技術者の退職や、応募者が少ないため新規採用が困難な状況が続いています。モノについては、腐食や破損が進むと言われている、整備後３０年を超える管渠が増加します。カネについては人口減少による下水道使用料収入の減少が想定されております。 ４ページをご覧ください。国が下水道運営の課題解決としてウォーターＰＰＰの導入を推進しました。ウォーターＰＰＰを導入することでこれまでとどのように変わるのかといいますと複数の業務を一括で長期契約する形になります。経費の圧縮や職員負担の軽減につながります。また、民間事業者の創意工夫を活かすことで安全性や市民サービスの向上も期待されます。官民連携の事業運営の最終責任は市が担います。改築に関わる交付金についてはウォーターＰＰＰを導入しないと令和９年度以降に交付金を貰えなくあります。下水道事業の存続のためにウォーターＰＰＰは必要となります。 ５ページご覧ください。ウォーターＰＰＰには４つの要件がございます。１つ目が１０年間の長期契約、２つ目が業務の達成目標を発注する性能発注、３つ目が維持管理と更新の一体マネジメント、４つ目が縮減費用を官民で分け合うプロフィットシェアでございます。 ６ページをご覧ください。事業方式としては、レベル３．５の更新支援型とレベル４のコンセッション方式がございます。レベル３．５はウォーターＰＰＰ事業運営における実務上最低条件となります。４つの要件を充足すればウォーターＰＰＰによる事業運営をしていることになります。レベル４は下水道施設の運営権を長期に渡り民間事業者に委託する方式となっております。レベル４は詳細な更新計画等が必要になるため難しい状況です。桶川市ではまずレベル３．５の更新支援型の導入を検討することいたしました。

7 ページをご覧ください。委託範囲の検討について説明いたします。

8 ページをご覧ください。民間事業者の参画意向についてはウォーター P P P を検討する上で非常に重要となります。今年度行った導入可能性調査では市内外の複数の民間事業者の意向をアンケート調査し、民間事業者の参画意向や関心の確認が取れたため、桶川市でウォーター P P P を導入できる可能性が高いと判断しました。

9 ページをご覧ください。民間事業者の参画意向のアンケート結果となります。参画に関心がある一方、懸念事項もあることが分かりました。主な懸念事項としては、長期契約中の物価変動の補填方法、災害・事故発生時の責任の所在、長期間の人材確保が挙げられました。

10 ページをご覧ください。委託対象業務は統括管理業務、計画策定業務、維持管理業務（緊急対応を含む）、改築更新業務の4業務を事業に含めたいと希望しています。民間事業者へのアンケート調査では、対応する意向がある民間事業者が多数確認できました。

11 ページをご覧ください。対象施設について民間事業者の意向をアンケートしました。桶川市では管路とポンプ場を対象として希望しました。対象施設においても、民間事業者が対応できる意向が確認できました。

12 ページの事業方式について、桶川市ではレベル 3 . 5 の導入を検討することとしております。

13 ページをご覧ください。レベル 3 . 5 の中にも2種類あります。更新支援型と更新実施型があります。更新支援型は更新実施型と比較して事業運営の安定性や課題改善のスピードが劣りますが、導入のしやすさやスピードが優れております。更新実施型は民間事業者の業務の難易度が高くなります。そのため、更新支援型の方がより多くの民間事業者の参画が可能となる結果となりました。調査結果を踏まえ、事業方式は更新支援型とすることとしました。

15 ページをご覧ください。導入効果といたしましては、試算で約 5 % 程度の費用縮減が期待できます。またウォーター P P P を導入しない場合、令和 9 年度以降は国からの改築に関する交付金（令和 5 ～ 7 年度：年間約 2 , 9 0 0 万円）が受けられなくなります。今後、ウォーター P P P の導入は運営費用においてもより効果を発揮することが期待されています。

16 ページをご覧ください。職員の負担について、今後 10 年間ににおける下水道施設の運営では、さらに老朽化による更新需要の増加や災害対応等に追われることが想定されます。ウォーター P P P を導入することで業務委託により職員負担を抑制することが想定され新たな市民サービスの向上につながると考えられます。

17 ページをご覧ください。定性的な効果について、ウォーター P P P を導入することは多くの効果を期待できるという結果を

	得られたところです。まず、安全性の向上としては技術の継承を図り、老朽化施設の改築を効率的に進め、予防保全することで事故リスクの低減を図れます。次に市民サービスの向上として、職員の不足・減少を補填し対応スピードの向上や職員負荷軽減による新たな価値創出を図れます。災害対応としましては、緊急時の対応体制の構築や対応スピードの向上、災害時の安全確保を充足できるなど、安定した下水道事業運営を実施できます。 19ページをご覧ください。結果について説明いたします。桶川市が抱える課題への対応策としてウォーターP P Pを進めていく方針としました。対象業務としましては、統括管理業務、計画策定業務、維持管理業務、改築更新業務の4業務を対象と決めました。対象施設としては、管路、ポンプ場施設を対象といたします。事業方式としましてはレベル3、5の更新支援型です。事業期間は10年間といたします。 20ページをご覧ください。事業スケジュール案としては、令和8年度に発注検討・審査準備、令和9年度に実施方針の公表・事業者公募、令和10年度に事業者審査・選定・契約締結を行い、令和11年4月の事業開始を目標としております。
会長	事務局からの説明に対しまして、何か質問はありますでしょうか。
委員	資料にウォーターP P Pを導入しない場合、令和9年度以降の国の交付金がなくなるとありますが、ウォーターP P Pを導入すれば令和9年度以降も交付金を受けられるということでしょうか。
事務局	ウォーターP P Pを導入するという公募を行った時点で交付金の要件を満たすこととなります。公募は令和9年度を予定しています。
会長	国は人材不足への危機感を感じています。 下水道もウォーターP P Pをやらないと回らなくなります。 他に何かありますか。無いようでしたら全体を通してのご質問は何かありますか。これで、本日の議題は全て終了しました。長時間にわたり、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。これを持ちまして、議長の職を解かせていただきます。
9 その他	
司会	次第9『その他』です。事務局よりお願いします。
事務局	【事務局より事務連絡】
10 閉会	
司会	以上を持ちまして本日の桶川市公共下水道事業審議会を閉会いたします。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

会議録確認書署名日

桶川市下水道事業審議会委員 作山 康

署名年月日 令和 8 年 4 月 9 日

桶川市下水道事業審議会委員 沖田 圭一

署名年月日 令和 8 年 4 月 9 日